

.2022年4月税務ニュース

1. 外国サプライヤー向けの税コード登録、税務申告、納税用の国家ポータル開設

2022年3月21日、税務総局は正式に外国サプライヤー向けの国家ポータルを開設した。2022年3月21日以降、ベトナム国内に恒久的施設を保持していない外国サプライヤーのデジタルプラットフォーム及びその他サービスを用いて電子取引（E-commerce）活動や事業を実施する外国サプライヤーは、オンラインで税務総局の国家ポータル(<https://etaxvn.gdt.gov.vn>)にて、通達第 80/2021/TT-BC 号第 IX 章の規定に基づき税コードを登録し、税務申告・納税することが可能となる。

2. ベトナム政府から発行された 2021 年 12 月 9 日付の政令第 111/2021/ND-CP 号に規定されている商品ラベル（税関総局から発行された 2022 年 2 月 10 日付のオフィシャルレター第 408/TCHQ-GSQL 号）

税関総局は、ある企業から 2021 年 12 月 9 日付の政令第 111/2021/ND-CP 号（2017 年 4 月 14 日付の政令第 43/2017/ND-CP 号を修正・補足）に規定されている商品ラベル関連の規定について問い合わせのオフィシャルレターを受領した。この問題に関して、税関総局は以下の通り案内した。

- 輸入商品がベトナム国内で消費されず、生産輸出するために輸入された原材料、或いはギフトである場合

2017 年 4 月 14 日付の政令第 43/2017/ND-CP 号を修正・補足した 2021 年 12 月 9 日付の政令第 111/2021/ND-CP 号第 1 条 1 項に基づき、ベトナム国内で消費されず、生産輸出するために輸入された原材料、或いはギフト目的で輸入された商品は、本政令の適用対象となる。つまり、これらの輸入商品は、本政令の規定に従い、商品ラベルを記載しなければならない。

- 輸入商品が部品である場合

輸入商品が部品であり、必須情報を表示できない場合、これらの商品包装上にラベルを付けなければならない。2021 年 12 月 9 日付の政令第 111/2021/ND-CP 号第 1 条 5.2 項に規定されている内容を表示する必要がある。

3. 新会社を設立する際の設立費用及び資本金の払い込み（バクニン省税務当局から発行された 2022 年 1 月 24 日付のオフィシャルレター第 158/CTBNI-TTHT 号）

本件に関して、バクニン省税務当局は、以下の通り Hanoi SJ Corporation Co., Ltd に案内した。

- 新しい企業を設立する際の資本金払い込み

・ Hanoi SJ Corporation Co., Ltd は外資系企業である。従って、当該会社はベトナムにおいて Seo Jung Tech Co., Ltd（一人有限責任会社）という新会社を設立する場合、資

産及び資本金の払い込みは、2020年6月17日付の企業法第59/2020/QH14号第14条、74条及び75条に基づき実施しなければならない。

・当該会社は、現金により資本金を払い込む場合、企業登録証明書が交付される日付から90日以内にすべての資本金を払い込む責任がある。規定期間内に全ての資本金を払い込むことができなかった場合、規定期間の最終日から30日以内に、払い込んだ資本金と同額で定款資本金を修正登録しなければならない。修正登録を実施するまでに発生した財務義務に対して、払い込み予定の定款資本金分に相当する責任を負わなければならない。

➤ 設立費用の新会社資本金への振り替え

当該会社は外資系企業であるが、財務省から発行された2019年6月26日付の通達第06/2019/TT-BTC号第3条に定義されている外国投資家ではない。したがって、当該会社は、Seo Jung Tech Co., Ltdを設立するために設立前の費用を支払った場合、これらの金額は定款資本金に振り替えられないものとする。

➤ 会社設立前の仕入付加価値税（VAT）の控除及び損金算入費用

Seo Jung Tech Co., Ltdを設立する前に、当該会社（Hanoi SJ Corporation Co., Ltd）はいくつかのサプライヤーと契約し、一部の費用を立替で支払った（サプライヤーは、Seo Jung Tech Co., Ltdにインボイスをまだ発行していない）。Seo Jung Tech Co., Ltdの企業登録証明書発行後、当該会社、Seo Jung Tech Co., Ltd及びサプライヤーは、Seo Jung Tech Co., Ltdが、締結済みの契約を引き続き実施するために、関連の権利及び義務をSeo Jung Tech Co., Ltdに移転する旨の3者間合意書を締結しなければならない。商品及びサービスをSeo Jung Tech Co., Ltdに提供完了後、サプライヤーはSeo Jung Tech Co., Ltd宛にインボイスを発行するものとする。Seo Jung Tech Co., Ltdは、仕入VATを控除し、これらの費用を損金算入費用として計上するために、VATインボイスだけでなく、当該会社が前払した費用を含めた VND 20,000,000 以上の支出に関して、現金を用いない方法により支払った証憑書類を整備しなければならない。

4. 先行試作費用の損金算入（バクニン省税務当局から発行された2022年1月27日付のオフィシャルレター第199/CTBNI-TTHT号）

MOTUS VINA CO., LTDにおいて、新製品の先行試作費用が発生する場合、これらの費用が、財務省から発行された2014年6月18日付の78/2014 / TT-BTC号第6条1項（財務省発行の2015年6月22日付の通達第96/2015/TT-BTC号第4条に修正・補足）に規定されている条件をすべて満たせば、損金算入費用として計上することができる。当該会社は、商品の先行試作プロセスに関する書類及び資料を完備しなければならない。書類及び資料は、以下書類を含むが、これらに限定されるものではない。

- 新製品の先行試作決定書又は計画書

- 製造に利用した原材料の購入に関する書類、試作品の保管、評価、処分（又は売却）関連の書類
- 不良品、試作品に不適切な原材料及び再使用・販売できない原材料を破棄する場合、それを証明する書類

当該会社は、これらの書類、資料の正確性、忠実性に対して法的責任を負わなければならない。税務当局又は管轄機関から要求があれば、当該会社は、これらの書類、資料を提出する責任がある。